

8月25日現在

【社会実験 実証期間】 令和8年8月31日(月)～令和9年1月31日(日)

※本事業は、社会実験として実証的に運行するものです。制度の見直しや予算の都合などにより事業を終了する場合があります。

【運行時間】 8:00～21:00 (※ タクシー事業者の配車可能時間に限る)

①利用できる方 ※ 下記のいずれかに該当する三春町民の方が対象



- 65歳以上の方
- 障害者手帳や、療育手帳をお持ちの方
- 要介護・要支援の認定を受けている方
- 妊娠中・出産後12ヶ月以内の方
- 運転免許証を自主返納した方
- 日常的な移動に支障がある方(別途聞き取りあり)

※ 会員の方と一緒に乗り降りをする場合に限り、付き添いの方も同乗可能です。

②利用方法 ～随時、役場2階「まちづくり推進課」にて受付中～

STEP 1

役場で
利用登録

STEP 2

タクシー事業者へ
電話して配車

STEP 3

乗車時に必ず
会員証を提示

STEP 4

下表のメーター料金に
応じた「利用者負担額」を、
その場でお支払い

■ 利用登録に必要なもの

- ・ 年齢の分かる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)
- ・ 障害者手帳など対象者であることが分かる書類(該当する方のみ)



乗車時に会員証の提示がない場合、助成の対象になりませんのでご注意ください。

③タクシー事業者 (※ タクシー事業者の配車可能時間に限る。)

<町内タクシー事業者(町内・町外での利用)>

三春タクシー	☎0247-62-3000	マルイチ三春自動車	☎0247-62-2151
オールスター観光	☎0247-61-2701		

<町外タクシー事業者(町外⇒町内への利用時のみ配車可能)>

※ 変更・追加になる可能性があります。情報については、町ホームページにてご確認ください。下記までお問い合わせ願います。

(郡山市) ひかりタクシー	☎024-932-0101	(郡山市) 郡山観光交通	☎024-945-0700
		(田村市) はばタクシー	☎0247-82-1137

④利用料金

メーター料金	利用者負担額		支払方法
	町内での利用	三春町⇄町外での利用	
～2,000円	700円	1,000円	○現金 ○タクシー利用券 ※ キャッシュレス決済、 クレジットカード等は、 対応事業者のみ利用可。
2,001円～3,000円	1,000円	1,500円	
3,001円～5,000円	1,500円	2,000円	
5,001円以上～	2,000円	3,000円	



三春町⇄町外での利用時の指定乗降場所

郡山市 ▶ 郡山駅／星総合病院／南東北総合病院／寿泉堂総合病院／太田西ノ内病院

田村市 ▶ 船引駅／たむら市民病院／リオンドール船引店／メガステージ田村／ふねひきパーク

※ 舞木駅、要田駅、リオンドール郡山東店、ダイユーエイト三春街道店は、町内利用料金でご利用いただけます。

その他ご不明な点については、裏面をご覧ください。下記までお問い合わせください。

問

三春町役場 まちづくり推進課 ☎0247-62-1122

三春町安心おでかけタクシー運行実証事業 Q&A

No.	質問	回答
1	どうやって使うの？	通常のタクシー利用と同じです。 タクシー事業者へ直接お電話して、ご利用ください。
2	予約とかは必要なの？	事前予約等は必要ありません。 通常のタクシー利用と同様に、使用したい時にお電話して、ご利用いただけます。 ※ 事前予約を行いたい場合は、タクシー事業者へお問い合わせください。
3	利用できる用途は決まっているの？	通院や買い物、娯楽など用途は問いません。
4	利用できる時間は決まっているの？	運行時間は、原則、午前8時00分～午後9時00分です。 なお、運行時間は、タクシー事業者により異なりますので、あらかじめご了承ください。
5	利用回数に制限はあるの？	現状は制限ありませんが、今後の利用状況等に応じ、利用回数を設ける可能性があります。 あらかじめご了承ください。
6	料金の支払い方法は？	ご利用の都度、降車時に定められた料金をお支払いください。 なお、タクシー券等との併用も可能です。
7	家族と一緒に乗れるの？	家族のほか、友人などタクシーの乗車定員の範囲内で同乗が可能です。 ただし、目的地に着くまでの間の途中の立ち寄りやタクシーを待機することは認めませんので、全員が同じ場所でお乗りになり、同じ場所で降りられることが条件となります。
8	1日の利用で複数の目的地がある場合は？	1回の運行につき、1つの目的地までしか利用できません。 (途中立ち寄り、タクシーを待機することは禁止です。)
9	好きな場所で降りられるの？	町内での利用であれば原則、どこでも乗り降り可能です。 町外は、指定乗降場所でのみ利用が可能です。 ただし、町外間での利用はできません。
10	社会実験期間が過ぎたらどうなるの？	本事業は、利用者のアンケートや要望を反映させるなどし、事業の見直しをしながら、判断していきます。